

子育て世帯臨時特例給付金 Q & A

問1. 公務員の子育て世帯臨時特例給付金の申請に当たり、所属庁から交付する証明書の証明者については、児童手当の認定権者（所属庁の長又はその委任を受けた者）とされているところですが、証明書交付事務を効率化する観点から、必ずしも児童手当の認定権者ではなく、児童手当の認定・支給事務を所掌している部局長等による証明でも差し支えないですか。

（答）

- 証明内容が児童手当の受給状況であることから、証明者は児童手当認定権者が最も適切と考えています。
- しかしながら、例えば、多数の所属職員の全てについて認定権者が1人であり、証明書への公印の押印等で多大な事務が発生するとの御意見が寄せられているところです。
- このような御意見を踏まえ、例えば本庁、県立病院、県警察などの組織単位、内部部局の部局長などの単位で児童手当の認定・支給事務を行っており、当該単位で受給者に関する情報も管理している場合については、当該事務を所掌する部局長等による証明及び当該部局長等の印の押印としても差し支えないこととします。
- このような取扱いとした場合、証明書交付事務が複数の部署にまたがることとなりますが、事務連絡等でお示した方法により各部署で適切に証明事務が実施されるよう特段のご配慮をお願いいたします。